

発達障害のある学生をどのように支援していくといいのでしょうか？

発達障害者支援法が、平成17年4月に施行されました。この法律では、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥／多動性障害など）のある学生の状態に応じて、大学及び高等専門学校において、適切な教育上の配慮をすることが求められています。

発達障害は、外見上からは障害と理解してもらえない場合が多く、周囲がどのように理解していくか、学習上のニーズや行動上の難しさについて、どのように支援していくかが大きな課題となります。大学などにおいて、これらの学生への支援体制を整備していくことが必要です。

【研究の趣旨】

近年になって、高等教育機関の発達障害のある学生の支援について事例研究等による報告がみられるようになってきました。また、本人たちが学会等のシンポジウムにおいて、自分の困難さについて報告することもあり、一部の相談員や研究者の間では高等教育機関における支援に関する課題意識が高まりつつあります。

しかしながら、全国的な発達障害のある学生の現状や支援の実態については明らかとなっておらず、今後高等教育機関における発達障害のある学生の支援を実施したり、施策に反映させたりするためにも、実態調査を行うことにより、日本の高等教育機関における発達障害のある学生支援の現状が明らかとなり、支援の在り方について提言することが可能となると考えられます。

海外では、大学等における発達障害のある学生に対する支援は既に実施されており、支援の実態や支援プログラムなどが報告されています。しかしながら、我が国では大学が組織として支援している実態はほとんどみられず、研究もあまり進められておりません。支援体制や支援内容について本研究を通してこのケースブックを作成し、全国の大学・短期大学の教職員や学生相談室の相談員に対する理解を推進するための資料として提供します。

【研究の目的】

本研究は、高等教育機関における発達障害のある学生の在籍状況や支援内容・方法の全国的な実態を明らかにし、支援のあり方について提言するとともに、ケースブックの作成により、大学教職員および学生相談センター職員等学生の支援にかかわる職員の理解促進を図ることを目的としました。

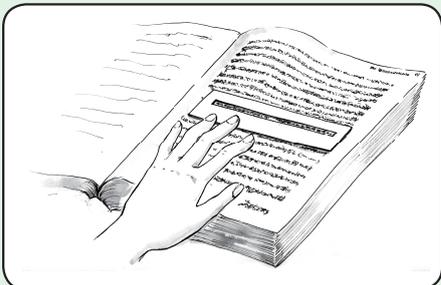


【研究実施計画】

1. 平成17年度に実施した全国調査の結果を参考に、13大学・短期大学、2高等専門学校計15機関を対象とした実地調査を行い、発達障害のある学生の困難の実態、大学における支援体制、支援内容・方法等に関する情報を得ました。
2. 実地調査を行った機関の中から、特徴のある対応を行っている機関の担当者に原稿執筆を依頼し、全国調査の結果等と併せて事例集を作成しました。

【本年度の研究実施状況】

本年度は、特に大学等の高等教育機関において、支援をどのように行うのかといったことに焦点をあてて、聞き取り調査を実施、各高等教育機関の実践例をまとめ、「発達障害のある学生支援ケースブックー支援の実際とポイントー」を作成しました。



なお、本書は、平成16年12月から、独立行政法人 日本学生支援機構との共同研究として実施した「高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する研究」の報告書であり、かつ『発達障害のある学生支援ガイドブックー確かな学びと充実した生活をめざしてー』の続編にあたります。

【研究結果の効果・効用】

ケースブックの特徴は、①実際に発達障害のある学生に関わっている保健センターや学生相談センター等のカウンセラーや大学・高等専門学校等の教員に依頼し、事例に基づいた支援のポイントを掲載したこと、②発達障害支援センター等の機関に依頼し、発達障害のある人たちが社会で生活するために必要な技能や大学教育に対する提言をまとめたこと、③我々が実施した大学等の全国調査の結果や共同研究機関である独立行政法人日本学生支援機構が把握しているデータを整理し、現状と今後の課題を示したことにあります。

ケースブックを発行したことで、大学等において発達障害のある学生に関する理解啓発ツールとして、また、教職員、保護者の支援の参考資料として活用され、今後の大学等における発達障害のある学生への支援の充実に資することが期待されます。



・研究課題名（研究期間）

高等教育機関における発達障害のある学生に対する支援に関する研究
(平成17年度～平成18年度)

研究協力機関：独立行政法人 日本学生支援機構

・研究代表者名／問い合わせ先

原田公人（教育支援研究部総括研究員）
harada@nise.go.jp

